

大谷ロー丁目周辺地区

不燃化特区

瓦版

主要生活道路沿道に
土地や建物をお持ちのみなさんへ
令和5年5月

主要生活道路沿道
ミニニュース

発行：板橋区 まちづくり推進室 まちづくり調整課 調整・不燃化まちづくり係

主要生活道路整備のための 建物等の補償費・用地費の申請期限迫る！ **令和5年8月まで（最後）！**



大谷ロー丁目周辺地区主要生活道路拡幅整備事業の事業期間は、令和6年度末までとなり、今年度に道路設計、令和6年度に道路整備工事を予定しています。そのため、建物等の補償費・用地費をお支払いするための申請期限は、令和5年8月が最後となります。

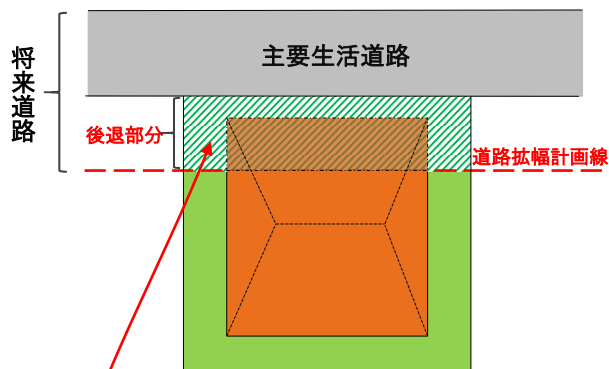
また、主要生活道路は、「大谷ロー丁目周辺地区地区計画」の地区施設に位置づけられた道路です。そのため、建替え等の際は道路に予定されている区域には建物を建てることができません。（下図参照）

地域の防災性向上のため、引き続き、ご協力をお願いいたします。

【 令和5年8月まで 】

地区計画の制限により、道路からの後退部分に建築物・工作物等はつくれません。

道路拡幅計画線に建物がかかる場合は、用地費と建物等の補償があります。

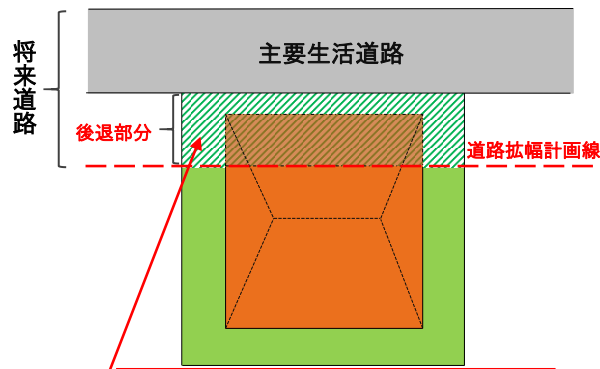


- ① 建築物・工作物等をつくれません。
- ② 用地費と建物等の補償があります。
- ③ 区が用地を取得します。

【 事業終了後 】

地区計画の制限により、道路からの後退部分に建築物・工作物等はつくれません。

用地費と建物等の補償はありません。



- ① 建築物・工作物等をつくれません。
- ② 用地費と建物等の補償がありません。

主要生活道路整備の目的

④ 防災性を向上させる 道路ネットワークの形成

主要生活道路の整備により道路ネットワークが形成され、地域全体の防災性が向上します。

② 消防活動困難区域を 解消

円滑な消防活動に必要な幅員6m以上の道路から消防ホースが届かない「消防活動困難区域」を解消します。



③ ミニ延焼遮断帯の形成

6mへの道路拡幅にあわせて、沿道建物の不燃化促進を図り、ミニ延焼遮断帯を形成します。

① 地区内から安全な 避難経路の確保

地区中央付近から地区外へ通じる安全な避難経路を確保します。

不燃化特区の助成金もご活用ください

助成対象となるのは、以下の①～③を全て満たしている建築物です。

- ① 主要構造部が木造
 - ② 耐火建築物等、準耐火建築物等(簡易耐火建築物を含む)以外
 - ③ 耐用年限(木造住宅 22年)の2/3を経過したもの
- ※各種助成金の利用には、要件があります。

助成① 除却費用

建物の解体費用を

最大 150万円まで助成

※昭和56年6月1日以降の建物は最大100万円まで

助成② 設計費用

建物の設計費用を

最大 100万円まで助成

助成③ 工事費用

建物の建築費用を建替え後の地上1階から3階までの床面積の合計と、耐火構造に応じて助成

【例】床面積が126㎡の3階建て準耐火建築物へ建替え ⇒ 助成額 159万6千円

助成④ 管理柵の設置費用

更地の管理のための柵設置費用を最大 **25万円**まで助成

不燃化特区内の建物を除却した場合、**固定資産税や都市計画税を一定の期間減免**する制度があります。

※制度の利用には要件があります。

【お問い合わせ先】

板橋区 まちづくり推進室 まちづくり調整課 調整・不燃化まちづくり係
 住所：〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号
 電話：03-3579-2572 FAX：03-3579-5437
 E-mail：m-fmachi@city.itabashi.tokyo.jp

